

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

昨年末に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の衆参内閣委員会における附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めている。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年3月末に現状と課題、対策強化などに関する論点整理を発表したところである。

これまでも、ギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにもかかわらず、政府はその実態を十分に把握してこなかった。

よって、政府においては、引き続き実態把握を進めるとともに、ギャンブル等依存症対策の抜本的強化に向け、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 公営ギャンブルなどは、所管官庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当官庁が同一であるため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めない。そのため、ギャンブル等依存症対策の企画立案、規制と監視を一元的に行う独立組織の設置など、体制整備を行うこと。
- 2 3月の論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症問題への具体策や実施方法を早急に検討し、実現すること。
- 3 ギャンブル等依存症対策の法制化を進める中で、先行しているアルコール依存症や薬物依存症への取組と合わせ、更に対策の深化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月27日

生 駒 市 議 会